

山ノ内町制施行 70 周年町民等主催事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山ノ内町制施行 70 周年を盛り上げるため、町民の積極的な参加を促進し、事業の充実を図ることを目的とした山ノ内町制施行 70 周年記念町民等主催事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町民（町内に住所を有し、又は在勤し、若しくは在学する者）を 1 人以上含む 3 人以上で構成する団体であること。
- (2) 団体自ら事業を企画・実施し、完了することができること。
- (3) 政治又は宗教を主たる目的としない団体であること。
- (4) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有さない団体であること。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 山ノ内町制施行 70 周年記念事業基本方針を踏まえ、山ノ内町制施行 70 周年を盛り上げることを目的として賑わいを創出する事業
- (2) 令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に実施し、完了することができる事業
- (3) 山ノ内町内において実施し、幅広く参加者を募って行う事業や、町内・町外問わず対外的に山ノ内町を PR する事業
- (4) 事業名に「山ノ内町制施行 70 周年記念」を付したものであること
- (5) 従来から実施されている事業の場合は、70 周年記念事業として拡充して実施されるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象事業としない。

- (1) 山ノ内町の信用又は品位を害し、又は害するおそれのある事業
- (2) 法令又は公序良俗に反する事業
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用し、又は使用するおそれのある事業
- (4) 特定の個人又は団体等の営利又は宣伝を目的とする事業
- (5) 国、地方公共団体（本町を含む。）又はその他これらに準ずる団体か

ら補助金を受けている事業

(6) その他町長が不相当であると認める事業
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。

2 補助対象事業が既存の事業の場合は、70周年を記念して変更し、又は拡充された事業に要する経費のみを対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とする。ただし、補助対象事業に係る収入がある場合は、補助対象事業に要する経費の総額から補助対象事業に係る収入の合計を差し引いた額を超えないものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の限度額は10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 山ノ内町制施行70周年町民等主催事業補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業実施計画書(様式第2号)

(3) 収支予算書(様式第3号)

(4) 補助対象団体の概要が分かる書類

(5) 会員名簿

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をする場合は、山ノ内町制施行70周年町民等主催事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、事業実施計画の変更をしようとするときは、あらかじめ山ノ内町制施行70周年町民等主催事業計画変更(中止)承認申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、これを審査し、適当であると認めるときは山ノ内町制施行70周年町民等主催事業計画変更(中止)決定通知書(様式第6号)を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、この事業が完了したときは事業完了の日から起算して30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに、山ノ内町制施行70周年町民等主催事業実績報告書(様式7号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の内容が分かる書類
- (2) 領収書の写し
- (3) 事業の実施状況がわかる写真
- (4) 収支決算書(様式8号)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告後、内容を審査し補助金の額の確定をしたときは、山ノ内町制施行70周年町民等主催事業補助金額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、山ノ内町制施行70周年町民等主催事業補助金交付請求書(様式第10号)を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けようとし、又は受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消すとともに、既に交付をした補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為によって補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還をさせることが決定したときは、山ノ内町制施行70周年町民等主催事業補助金交付取消決定通知書(様式第11号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補足)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年5月8日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費	補助額
報償費	事業を開催する場合の講師及び専門家への謝礼	1. 補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満切捨て） ただし、補助対象経費に特定財源（山ノ内町以外からの補助金、参加料等）を充当するものに対しては、当該補助対象経費から当該充当する特定財源を控除した額を超えないものとする。 2. 1の額が10万円を超える場合は10万円を限度額とする。
旅費	講師、専門家の活動場所までの交通費	
消耗品費	ポスター等の用紙、封筒、文具類、摩耗しやすい機材の部品等	
燃料費	活動に係る機材及び機器の燃料代	
使用料及び賃借料	講演会、器材使用に係る費用	
保険料	イベント保険やボランティア保険の掛金	
委託料	資格や免許が必要な業務の委託料	
その他	その他活動に必要な経費で町長が認める経費	